令和7年8月　坂井市農業委員会　　定例総会議事録

1. 開催日時　　令和7年8月25日（月）　午後2時35分～

2. 開催場所　　坂井市役所　多目的棟3階大ホール

3. 出席委員　　23名（番号は議席番号）

1番　岡村　素子	2番　清兼　義靖	3番　坪田　信次
4番　塚谷　英則	5番　（欠席）	6番　吉田　清憲
7番　水野　陽一	8番　牧野　典代	9番　大嶋　裕一
10番　本田　雄揮	11番　髙嶋　俊輔	12番　髙橋　正晃
13番　長谷川　喜道	14番　田中　愼一郎	15番　宮田　啓一
16番　中垣内　勇夫	17番　岡　直毅	18番　寺嶋　太寿男
19番　月岡　透	20番　（欠席）	21番　竹内　ゆかり
22番　宮嵜　美惠子	23番　大川　勝利	24番　田中　正信
25番　三寺　總左ヱ門		

4. 欠席委員　　2名（番号は議席番号）

5番　木村　公明　　20番　西　美佐

5. 出席者

（農業委員会事務局）

局長　中田　誠　　次長　森田　康博

書記　村本　竜也　　書記　茶谷　倫代

6. 提出議案

議案第22号　農地の競売参加に係る買受適格証明願の意見審議について

議案第23号　農地法第3条の規定による許可の取消し申請に対する意見審議について

議案第24号　農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について

議案第25号　農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について

議案第26号　農地法第5条の規定による農地転用事業計画の変更申請に対する意見審議について

議案第27号　現況証明願について

議案第28号（追加議案）農地の公売参加に係る買受適格証明願の意見審議について

議案第29号（追加議案）相続税の納税猶予に関する適格者証明願の意見審議について

7. 議事録署名人

4番　塚谷　英則　　6番　吉田　清憲

事務局長	令和７年８月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。 本日、5 番木村委員、20 番西委員の２名から欠席の届出が出ております。また、12 番髙橋委員から遅参の届出が出ております。したがいまして、ただいまの出席委員数は２２名でございます。よって、本会議は委員の過半数にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言される場合には、議席番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、三寺会長がご挨拶申し上げます。
三寺会長	＜会長挨拶＞
事務局長	それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第５条の規定によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、三寺会長にお願いいたします。
議　長	はじめに、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に 4 番塚谷英則委員、6 番吉田清憲委員を指名いたします。 本日の議事に入る前に、事務局より２件の追加議案の提出依頼がございました。事務局に追加議案及び追加議案を提出する理由について説明を求めます。なお、追加議案はすでにお手元に配付してありますのでご確認をお願いいたします。
事務局	＜事務局説明＞
議　長	ただいま事務局より説明のありました、議案第２８号「農地の公売参加に係る買受適格証明願の意見審議について」、及び、議案第２９号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願の意見審議について」を本日の議事日程に追加し、本日提出されている議案第２２号の次に審議することにご異議ございませんでしょうか。
各委員	（異議なしの声）
議　長	ご異議がないようですので、議案第２８号及び議案第２９号を追加議案として、本日の議事日程に追加することに決定しました。 はじめに、議案第２２号「農地の競売参加に係る買受適格証明願の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	＜事務局説明＞
議　長	それでは、本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませ

	んでしょうか。 ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第２２号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なしの声）
議　長	ご異議がないと認めます。議案第２２号「農地の競売参加に係る買受適格証明願の意見審議について」は、原案のとおり承認いたしました。 次に、追加議案である議案第２８号「農地の公売参加に係る買受適格証明願の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	＜事務局説明＞
議　長	それでは、本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。
長谷川委員	13 番長谷川です。これ、公売と競売とあるけど、この説明だけ皆さんにお願いします。
事務局長	競売と公売の違いですが、最初の議案第２２号の競売の方ですが、いわゆる競売とは、民間の債権者、銀行などが債務者、お金を借りている人の財産を裁判所を通じて売却する手続きのことです。一般的にはローンとか、民間同士の借金などがいわゆる債務になります。競売に関しては裁判所が関与して、法的な手続きが必要になります。一方、議案第２８号の公売の方ですが、こちらは行政機関、税務署ですとか市町村が税金滞納者の財産を差し押さえて売却する手続きのことです。こちらは一般的に、今回不動産ですが、不動産だけでなく、車とか貴金属なども対象になることがあります。公売の場合は、裁判所は関与することがなく、行政機関、市町村ですとか税務署が直接執行するということになります。なお、買受適格証明願ですけれども、そもそも農地の競売に参加することができるのは、農地を取得することができる人または法人に限ります。したがいまして、今回ご審議いただく買受適格証明書というのを、すなわち、農地を取得することができるかどうかというのをこの総会でお諮りいただいて、農業委員会でいいですよということになれば、この証明書を発行してそれぞれ入札に参加するということになります。すいません、ちょっと事務局説明足りず申し訳ございませんでした。ありがとうございました。
議　長	ほかにご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第２８号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なしの声）

議　長	ご異議がないと認めます。議案第２８号「農地の公売参加に係る買受適格証明願の意見審議について」は、原案のとおり承認いたしました。 次に、追加議案である議案第２９号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	＜事務局説明＞
議　長	それでは、本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第２９号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なしの声）
議　長	ご異議がないと認めます。議案第２９号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願の意見審議について」は、原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第２３号「農地法第３条の規定による許可の取消し申請に対する意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	＜事務局説明＞
議　長	それでは、本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第２３号は許可を取り消すことに決定してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なしの声）
議　長	ご異議がないと認めます。議案第２３号「農地法第３条の規定による許可の取消し申請に対する意見審議について」は、許可を取り消すことに決定いたしました。 次に、議案第２４号「農地法第３条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	＜事務局説明＞
議　長	整理番号１８番は、〇〇委員関連の申請ですので、はじめに整理番号１８番を除いて審議いたします。それでは、整理番号１９番から２６番に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第２４号の整理番号

	１９番から２６番については、許可することに決定してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なしの声）
議　長	ご異議がないと認めます。議案第２４号「農地法第３条の規定による許可申請の意見審議について」の整理番号１９番から２６番については、許可することに決定いたしました。 次に、整理番号１８番の審議に移ります。 本議案は、○○委員関連の申請ですので、○○委員は退席してください。 （○○委員退室）
議　長	それでは、整理番号１８番に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第２４号の整理番号１８番については、許可することに決定してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なしの声）
議　長	ご異議がないと認めます。議案第２４号「農地法第３条の規定による許可申請の意見審議について」の整理番号１８番については、許可することに決定いたしました。 ここで、○○委員の入室を認めます。 （○○委員入室）
議　長	次に、議案第２５号「農地法第５条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	＜事務局説明＞
議　長	次に、現地確認の報告、地元委員の意見に移ります。 はじめに、現地確認の報告をお願いいたします。
委　員	＜委員報告＞
議　長	続きまして、地元委員のご意見をお伺いいたします。 整理番号２７番を、15 番宮田委員お願いいたします。
宮田委員	15 番宮田です。整理番号２７番ですけども、なんか無駄なような気がす

	るんですけど、畑状態とはいえ、なんか荒地のような感じで、水道も下水も通してあって、それをまた畑にしてあるので、住宅を建てるということでこういう申請が出るというのは、ちょっと無駄な仕事ではないかなというふうに思います。
議　長 田中慎委員	続きまして、整理番号２８番を、14 番田中慎一郎委員お願いいたします。 14 番の田中でございます。整理番号２８番、図面番号２番、これにつきましては、現地確認委員が報告されましたように、道路沿いの田んぼとか、その辺に対しては影響がないというふうに考えますので、審議のほどよろしくお願いしたいと思います。
議　長	続きまして、整理番号２９番を、24 番田中会長職務代理者お願いいたします。
田中職務代理者	24 番田中です。先ほど現地確認に行かれました委員のおっしゃるとおりで、何ら問題はないと思われますが、なかなか、条件を付けないといけないような場所ですけど、どうぞご審議ください。
議　長 髙嶋委員	続きまして、整理番号３０番を、11 番髙嶋委員お願いいたします。 11 番髙嶋です。整理番号３０番、図面番号４番の件ですけども、先ほど現地確認委員さんがおっしゃっていたとおり、周囲に特に農地はなく、問題がないと思われますので、ご審議どうぞよろしくお願いいたします。
議　長 事務局	続きまして、整理番号３１番を、20 番西委員お願いいたします。 20 番西委員がご欠席のため、整理番号３１番、図面番号５番につきまして、事務局よりご説明いたします。事務局からの説明もありましたが、本申請は、不動産業者による１２区画の宅地造成に関するものです。申請地の北側、東側、西側には、新たに側溝が設置され、南側の宅地と畑の境界には既存の擁壁によって土留めが行われる予定です。農地転用によって周辺の営農に支障はなく、特に問題はないと伺っております。以上、ご審議くださいますようお願い申し上げます。
議　長	それでは、本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。
寺嶋委員	18 番寺嶋です。整理番号２７番の件ですが、先ほど宮田委員さんもおっしゃっていたように、宅地であるというところを今は畑として利用しているということで、この申請が出てきた経緯というのは何か、業者さんというか○○さん（譲受人）、それから譲渡人の○○さんから出てきて、事務局として受けて、そしてこの議案に上げたのか、それとも、これが必要なのかどうかというのがちょっと分からないので教えてください。
事務局	こちらですけど、現況が畑ということで、課税の方が畑というところになっております。農地法の書かれ方なんですけど、基本的には現況主義というところで、現状が農地、田んぼですとか畑、先月も宅地（登記）で田んぼ（現況）というような形で宅地造成が１件あったのですけど、現状が田んぼですとか畑というような状況の場合には、農地法の農地に該当しますというような表記がありまして、申請が必要というところで、○○さん（譲

	受人）からここは課税が畑なんですけどというような相談がありまして、こちらも課税の方が畑じゃなければ申請いらないですよとか、課税が変わるんであればいらないですよというような形をとってはいるんですけど、税の方も勝手に畑が急に宅地に変わるというのはあまりよろしくはないというか、今まで畑だったのに都合よく宅地ですというのもちょっとよろしくないというところもあって、手続きが通常だと必要だろうという話も税務課とも話をしながら、農地法にも照らし合わせると必要であるだろうというところで、今回申請要りますねというような回答はさせていただいております。その中で、こういうふうな形で申請を出させていただいているというところになっています。ただ、宅地でも家庭菜園みたいな畑ですと必要ないというパターンもありますので、ちょっとそこについては事例とか、その場所によって変わるので、要らないパターンもあれば要るパターンもあるというような形にはなるので、ちょっと個別判断というような形にはなっております。おっしゃるとおり、要らないんじゃないかというのもあるんですけど、ちょっとそういう法律的なものとか、いろいろなしがらみの関係でこうやって出させていただいている部分もあるので、ご理解いただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。
議　長	ほかにご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようですので、お諮りしたいと思います。議案第２５号は許可相当と認め、意見決定してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なしの声）
議　長	ご異議がないと認めます。議案第２５号「農地法第５条の規定による許可申請の意見審議について」は、許可相当と認め、意見決定いたしました。 次に、議案第２６号「農地法第５条の規定による農地転用事業計画の変更申請に対する意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	＜事務局説明＞
議　長	それでは、本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようですので、お諮りしたいと思います。議案第２６号は申請のとおり承認してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なしの声）
議　長	ご異議がないと認めます。議案第２６号「農地法第５条の規定による農地転用事業計画の変更申請に対する意見審議について」は、承認することに

	意見決定いたしました。 次に、議案第２７号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	＜事務局説明＞
議　長	次に、現地確認の報告、地元委員の意見に移ります。 はじめに、現地確認の報告をお願いいたします。
委　員	＜委員報告＞
議　長	次に、地元委員のご意見をお伺いいたします。 整理番号１３番、１７番を、3 番坪田委員お願いいたします。
坪田委員	3 番坪田です。たまたま今回は現地調査に同伴させていただきました。先ほどの現地確認委員さんの説明内容で問題ないと思っております。１７番も同じく、先ほど説明ありましたように、現地確認委員さんの説明された内容で問題ないと思っております。以上でございます。
議　長	続きまして、整理番号１４番、１５番、１６番を、8 番牧野委員お願いいたします。
牧野委員	8 番牧野です。整理番号１４、１５、１６の春江町東太郎丸ですが、事務局、現地確認の委員さんの説明のとおりで、農地ではありません。ご審議よろしくお願いします。
議　長	続きまして、整理番号１８番を、18 番寺嶋委員お願いいたします。
寺嶋委員	18 番寺嶋です。整理番号１８番ですが、倉庫が建っているということで、私の記憶によるとたぶん大工さんの木を刻んでいる倉庫だったと思います。現状はもう周りは普通に営農やっておりますし、特に問題ないかと思います。現地確認された委員さんのとおりですので、ご審議お願いします。
議　長	続きまして、整理番号１９番を、11 番髙嶋委員お願いいたします。
髙嶋委員	11 番髙嶋です。整理番号１９番ですけれども、事務局と現地確認委員さんのおっしゃったとおり、農地と言える状態ではないと思いますので、よろしくお願いします。
議　長	それでは本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようですので、お諮りをいたします。議案第２７号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なしの声）
議　長	ご異議がないと認めます。議案第２７号「現況証明願について」は原案のとおり承認いたしました。

	以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。 （午後３時３９分　議事終了）